長野地方最低賃金審議会 特定最低賃金検討小委員会委員名簿

(五十音順) 令和6年7月16日

区分	E		名		現職
公	倉山	﨑	哲	矢	弁護士
公益代表委員	昆	昆 万佑子		子	信州大学教育学部 准教授
員	〇沼 丿	尾	史	久	信州大学経法学部教授
労働	櫻	井	由紅	己夫	JAM甲信 書記長
労働者代表委員	竹	村	進	Ē	連合長野 副事務局長
安員	4	П	Œ	巳	電機連合長野地方協議会議長
使田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	井	出	康	弘	長野県中小企業団体中央会 専務理事
使用者代表委員	犛	Щ	典	生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
安員	Щј	岸	章	<u> </u>	(株)山岸製作所 代表取締役

2024年 7月 29日

正巳

ШП

長野労働局長 三浦 栄一郎 殿

> 長野県長野市県町532-3 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員

> > 委員長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

	産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・		
	理化学機械器具製造業		
E274	医療用機械器具・医療用品製造業		
E275	光学機械器具・レンズ製造業		
E281	電子デバイス製造業		
E282	電子部品製造業		
E283	記録メディア製造業		
E284	電子回路製造業		
E285	ユニット部品製造業		
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292	産業用電気機械器具製造業		
E293	民生用電気機械器具製造業		
E294	電球・電気照明器具製造業	174-17-11-16	
E295	電池製造業		
E296	電子応用装置製造業		
E297	電気計測器製造業		
E299	その他の電気機械器具製造業	Was Lava	
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		



E302	映像・音響機械器具製造業		
E303	電子計算機・同附属装置製造業		
E323	時計・同部分品製造業		
E3297	眼鏡製造業(枠を含む)		
	14.20 (A)	1, 290	65, 137

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数58,319名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・ レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部 分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額983円)の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械 器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総 括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

	きのとって		合意の効力の及ぶ範囲			
合意のケース			組合·事業所数	労 働 者 数		
労	働 協	約	20組合	13,266人		
機	関 決	定	4 1組合・事業所	12,290人		
個 別	同意署	名	0事業所	0人		
合	計		6 1 組合・事業所	25,556人		

(1)賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労	働	組	合	名	労	働	者	数
1	KOA労組						1,	3 6	7人
2	ニデックモビ	リティ労組	狙飯田拠点					1 7	2人
3	しなの富士通	労組						3 1	5人
4	JVCケンウ	ッド長野気		A CHARLE				1 3	8人
5	小諸村田製作	所労組						3 1	9人
6	アズミ村田製	作所労組						3 7	4人
7	ニデックイン	スツルメン	ノツ労組					4 1	1人
8	山洋電気労組							8 3	6人
9	山洋電気テク	ノサービス	ス労組					5 9	0人
10	パナソニックグルー	プ労連ペナン	ニックオートモー	ティブシステム	ムズ労組松本支部			4 3	3人
1 1	上田日本無線	労組						28	8人
1 2	新光電気労組						3,	7 9	4人
. 13	OKIネクス	テック労約	且小諸支部					9	4人
1 4	長野日本無線	労組						5 1	3人
1 5	富士電機労組	松本支部					1,	4 7	5人
1.6	帝通労組赤穂	支部			United the			10	2人
1 7	富士電機メー							1 0	1人
18	富士電機パワ	ーセミコン	ノダクタ労組	I飯山支部				1 3	6人
19	富士電機パワ	ーセミコン	ノダクタ労組	l大町支部				2 1	6人
20	日本無線労働	組合					1,	5 9	2人
計	20組合					1 ;	3,	2 6	6人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労 働 者 数
1	矢嶋工業シートメタルBU労組	94人
2	サクラ精機労組	185人
3	TDK労組千曲川支部	75人
4	TDK労組浅間支部	357人
5	東京マイクロ労組	48人
6	シチズン労組ミヨタ支部	461人
7	カワイ精密金属労組	82人
8	カイジョー労組松本支部	37人

シチズン労組飯田支部	199人
JAM多摩川精機労組	446人
JAM天竜丸澤労組	51人
ミクナスFE労組	5 2 人
大和電機工業労組	300人
東京光電諏訪工場労組	4人
ホステック労組	18人
テクロック労組	2人
ミスズ工業労組	108人
高島産業労組	175人
小松精機工作所労組	234人
上原製作所労組	23人
ライト光機製作所労組	128人
セリオテック労組	39人
SUWAオプトロニクス労組	28人
STG労組	370人
諏訪三社電機労組	97人
日星工業株式会社長野工場従業員会	46人
GSユアサ安曇野電器労組	66人
ダイヤ精機労組	106人
入一通信工業労組	11人
セイコーエプソン労組	6,396人
ニチワ会	90人
シナノケンシ労組	691人
ミマキ電子部品労組	90人
長野愛知電機労組	94人
Nittoh 労組	120人
ニチコン大野労組安曇野	216人
ルビコン労組	346人
ニットー労組	119人
山洋電気テクノユニオン	116人
日通工エレクトロニクス労組	67人
ニチコン製箔労組	103人
4 1 組合·事業所	12,290人
	JAM多摩川精機労組 JAM天竜丸澤労組 ミクナスFE労組 大和電機工業労組 東京光電諏訪工場労組 ホステック労組 テクロック労組 ミスズ工業労組 高島産業労組 小松精機工作所労組 上原製作所労組 ライト光機製作所労組 セリオテック労組 SUWAオプトロニクス労組 STG労組 諏訪三社電機労組 日星工業株式会社長野工場従業員会 GSユアサ安曇野電器労組 グイヤ精機労組 入一通信工業労組 セイコーエプソン労組 ニチワ会 シナノケンシ労組 ミマチコ・オン ミマ野電知の労組 Nittoh 労組 ニチコン労組 ニットー労組 ニットー労組 山洋電気テクノユニオン 日通工エレクトロニクス労組 ニチコン製箔労組

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事	業	所	企	業	名	労	働	者	数
1										0人
計	0事業所								n a l	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和5年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業 (E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28)

		1, 000	人以上	100~	999人	10~99人		
		時間あたり	比率	時間あたり 賃金	比率	時間あたり 賃金	比率	
41114 114	男	2, 284円	100.0%	1,887円	82. 6%	1,658円	72. 6%	
製造業	. 女	1,670円	73. 1%	1, 351円	59. 2%	1, 208円	52. 9%	
# > +o D	男	2, 751円	100.0%	1,696円	61.7%	1,659円	60. 3%	
電子部品・ デバイス	男 ~19歳	1, 256円	45. 7%	- Viris		1,074円	39.0%	
	男 20~24 歳	1, 461円	53. 1%	1, 372円	49.9%	1, 356円	49. 3%	

比率欄の指数は、それぞれの業種規模 1000 人以上男性の時間あたり賃金を 100 とした比率 一の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2024年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2024年7月23日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	. 11	13, 038円	4. 78%	9, 423円	3. 42%
電気機器	21	10, 805円	4. 06%	9, 221円	3. 48%
全産業	172	9, 989円	3. 81%	7, 557円	2. 93%
300人未満	97	8, 283円	3. 37%	6, 493円	2. 73%
300人以上	50	11, 275円	4. 15%	7, 923円	2. 96%
1000人以上	25	14, 035円	4. 61%	10, 216円	3. 40%

(2) 連合長野調べ(2024年7月23日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	23年 妥結実績
電機·精密	29	10, 997円	7, 303人	12, 598円	8, 144円
製造業計	74	11,049円	16, 363人	13, 061円	8, 686円
内300人以上	27	13, 598円	10, 856人	14,061円	9, 991円
内100人以上	25	11, 422円	4, 560人	11,613円	9, 458円
内99人以下	22	7, 495円	947人	8, 577円	7, 075円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、 眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

- 1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器 具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策 委員会とします。
- 2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機 械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低 賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
- 3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会(略称:連合長野)で構成します。
- 4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1)本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出 された委員により構成し、運営します。
 - (2)委員の互選により委員長を選出します。
 - (3)事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4)費用は発生の都度、分担し賄います。
- 5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
- 6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正

2024年 7月 29日

長野労働局長 三浦 栄一郎 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・ 同附属品、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金対策委員会

委員長 齋藤 政彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業」の最低賃金の改正 決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

	産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252	ポンプ・圧縮機器製造業		
E253	一般産業用機械・装置製造業・		
E259	その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261	農業用機械製造業(農業用器具を除く)		
E262	建設機械・鉱山機械製造業		
E264	生活関連産業用機械製造業		
E265	基礎素材産業用機械製造業		
E266	金属加工機械製造業		
E267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置		
	製造業		
E269	その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271	事務用機械器具製造業		
E272	サービス用・娯楽用機械器具製造業	January March	
E311	自動車・同附属品製造業		
E313	船舶製造・修理業、舶用機関製造業		
	計	1,617	46, 326

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数41,618名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項 に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額994円)の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の労働者の範囲

総括表

A#0/	合意の効力の及ぶ範囲				
合意のケース	組合·事業所数 労働者数				
労 働 協 約	10組合 3,429人				
機関決定	47組合・事業所 12,190人				
個 別 同 意 署 名	0事業所 0 /				
合 計	57組合・事業所 15,619ノ				

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労	働	組	合	名	適用労働者数
1	JAM松山労組	1				280人
2	仁科工業労組					298人
3	日立Asten	10労組				625人
4	日立Asten	10上田労	組			433人
5	IHI回転機械	はエンジニ	アリング労	組長野支部		219人
6	浅間技研労組					147人
7	アート労組					646人
8	デンソーエアク	ール労組				454人
9	ニデックインフ	スツルメン	ツ労組伊那	支部		233人
1.0	ニデックインフ	ベツルメン	ツ労組茅野	支部		94人
計	10組合					3,429人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労 働 組 合 名	組合員数
1	都筑製作所労組	360人
2	長野鍛工労組	22人
3	KYB-YS労組	684人
4	シチズンマシナリーユニオン軽井沢支部	343人
5	ミネベアユニオン軽井沢支部	230人
6	サンコー労組	71人
7	HDS労組	320人
8	HDS労組HAD支部	40人
9	南安精工労組	8人
10	チューブフォーミング労組長野支部	11人
1 1	タカノ労組	309人
1 2	NTN労組長野支部	151人
1 3	キッツ労組伊那支部	300人
14	トーハツ労組	281人
1 5	NTN上伊那製作所労組	224人
16	日進精機労組	30人
17	タカモリ労組	7人
18	TPR労組	472人
19	マルヤス機械労組	294人

20	エグロ労組	90人
21		3人
	杉山労組	182人
22	キッツ労組メタルワークス支部	106人
23	キッツ労組マイクロフィルター支部	
24	キッツ労組茅野支部	300人
2 5	野村ユニソン労組	247人
26	シントク労組	40人
2 7	ニデックプレシジョン労組塩尻支部	45人
28	JMITUカネテック支部	142人
29	コガネイ労組駒ヶ根支部	206人
3 0	天竜精機労組	4 3 人
3 1	ティービーエム労組	102人
3 2	ニッパツフレックス労組	174人
3 3	小松製作所労組	22人
3 4	長野精工労組	108人
3 5	三葉製作所労組	86人
3 6	セイコーエプソン労組	2, 456人
3 7	高見沢サイバネティックス労組	141人
38	IHIターボ労組	350人
3 9	IHIエアロマニュファクチャリング労組	236人
40	城南製作所労組	297人
41	日本発条労組伊那支部	1,326人
42	モモセボデー労組	11人
43	IHIアグリテック労組松本支部	167人
44	鈴木労組	508人
4 5	横浜ゴム労組長野支部	234人
4 6	イッシン工業立科労組	61人
4 7	長野電鉄労組	350人
計	4 7 組合·事業所	12,190人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労	働	者	数
1					0人
計	0事業所				0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機 関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和5年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業 (E)、輸送用機器製造業 (E31)

		1,000人以上		100~9	999人	10~99人		
		時間あたり	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	
製造業	男	2, 284円	100.0%	1,887円	82. 6%	1, 658円	72. 6%	
	女	1,670円	73. 1%	1, 351円	59. 2%	1, 208円	52. 9%	
輸送用機器	男	- 1		1, 768円		1, 343円		
	男~19歳		- X-	1,055円	-	<u> </u>		

比率欄の指数は、それぞれの業種規模 1000 人以上男性の時間あたり賃金を 100 とした比率 - の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2024年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2024年7月23日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	20	9, 739円	3. 69%	8, 106円	3. 17%
輸送用機器	15	13, 247円	4. 87%	9, 117円	3. 37%
全産業	172	9, 989円	3. 81%	7, 557円	2. 93%
300人未満	97	8, 283円	3. 37%	6, 493円	2. 73%
300人以上	50	11, 275円	4. 15%	7, 923円	2. 96%
1000人以上	25	14, 035円	4. 61%	10, 216円	3. 40%

(2) 連合長野調べ(2024年7月23日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	23年 妥結実績
機械·自動車	27	11,678円	7, 284人	14, 144円	11,013円
製造業計	74	11,049円	16, 363人	13, 061円	8, 686円
内300人以上	27	13, 598円	10, 856人	14,061円	9, 991円
内100人以上	25	11, 422円	4, 560人	11,613円	9, 458円
内99人以下	22	7, 495円	947人	8,577円	7,075円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、 自動車・同附属品、船舶製造・修理業,舶用機関製造業 最低賃金対策委員会設置要綱

- 1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、 自動車・同附属品、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金対策委員会 とします。
- 2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
- 3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合 及び日本労働組合総連合会長野県連合会(略称:連合長野)で構成します。
- 4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1)本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、自動車総連長野地協、連合 長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2)委員の互選により委員長を選出します。
 - (3)事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4)費用は発生の都度、分担し賄います。
- 5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
- 6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年 4月22日 一部改正

1999年10月 1日 一部改正

2000年10月 1日 一部改正

2009年 3月19日 一部改正

2024年 7月 29日

長野労働局長 三浦 栄一郎 殿

長野市県町532-3 県労働会館3下 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会 委員長 斉藤 直 子

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決 定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者

	産	業	分	類	使用者数	労働者数
1561	百貨店,総合	スーパー				
1569	その他の各種	商品小売業(従業者が常	常時 50 人未満	のもの)	
		言			4 8	4, 425

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,938名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項 に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額950円)の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県各種商品小売業業最低賃金対策委員会設置要綱



以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における各種商品小売業業の労働者の範囲

総括表

	合意の効力の及ぶ範囲				
合意のケース	組合・事業所数 労働者数				
労 働 協 約	1組合 2,202人				
機関決定	1組合·事業所 181人				
個 別 同 意 署 名	0事業所 0人				
合 計	2組合·事業所 2,383人				

(1)賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労	働	組	合	名	適用労働者数
1	イオンリテー	ルワーカー	ズユニオン			2,202人
計	1組合					2,202人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労	働	組	合	名	組	合	員	数
1	東急グループ	労組ながの	東急百貨店	支部				1 8	1人
計	1組合・事	業所				TEN!		18	1人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労	働	者 数
1				0)
計	O事業所			0.7

「長野県各種商品小売業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県各種商品小売業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。 本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上 げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

17

1. 令和5年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 卸売業・小売業 (1)、小売業 (156~61)

		1, 000	人以上	100~	999人	10~99人			
		時間あたり	比率	時間あたり 賃金	比率	時間あたり 賃金	比率		
卸売業	男	1,944円	100.0%	1, 721円	88. 5%	1,721円	88. 5%		
小売業	女	1, 309円	67. 3%	1, 140円	58. 6%	1, 290円	66. 4%		
	男	1,850円	100.0%	1, 689円	91. 3%	1,669円	90. 2%		
小売業	男 ~19歳	-	-				_		
	男 20~24 歳	1, 523円	82. 3%	1, 323円	71. 5%	992円	53. 6%		

比率欄の指数は、それぞれの業種規模 1000 人以上男性の時間あたり賃金を 100 とした比率 - の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2024年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2024年7月23日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
卸売業・小売業	9	11,651円	4. 32%	9, 336円	3. 60%
全産業	172	9, 989円	3. 81%	7, 557円	2. 93%
300人未満	97	8, 283円	3. 37%	6, 493円	2. 73%
300人以上	50	11, 275円	4. 15%	7, 923円	2. 96%
1000人以上	25	14, 035円	4. 61%	10, 216円	3. 40%

(2) 連合長野調べ(2024年7月23日現在、非製造業・企業規模別集計)

			10 Im. 11 Devent		
	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	23年 妥結実績
非製造業計	42	8, 819円	8, 914人	12, 262円	7, 126円
内300人以上	17	12, 979円	7, 351人	13, 792円	8,804円
内100人以上	9	5, 148円	842人	4, 216円	6, 767円
内99人以下	16	6, 464円	721人	6, 065円	6, 129円

3. 労働協約ケースから公正競争ケースに変更して申出を行った理由

東急グループ労組での賃金交渉が遅れており、今現在労働協約が未締結のため、協定書を 提出できない。

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

- 1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
- 2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
- 3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会(略称:連合長野)で構成します。
- 4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された 委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
- 5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
- 6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年 3月23日 一部改正

1997年 4月22日 一部改正

2003年 3月23日 一部改正

2009年 3月19日 一部改正

2013年 3月25日 一部改正

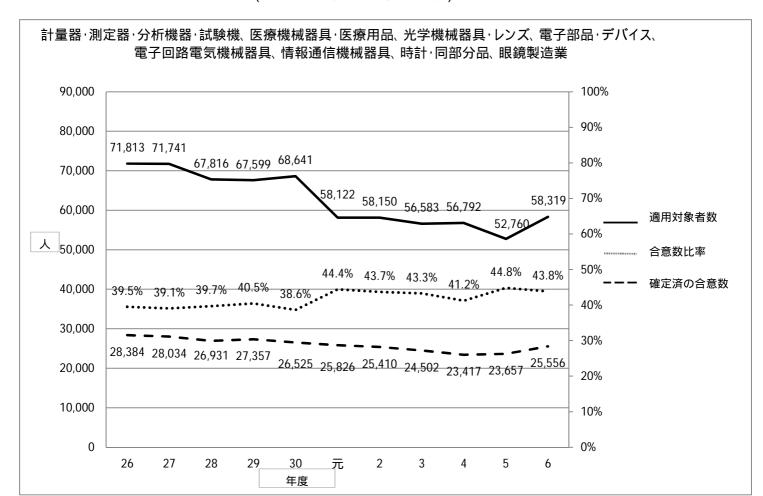
令和6年度 申出書審査結果表

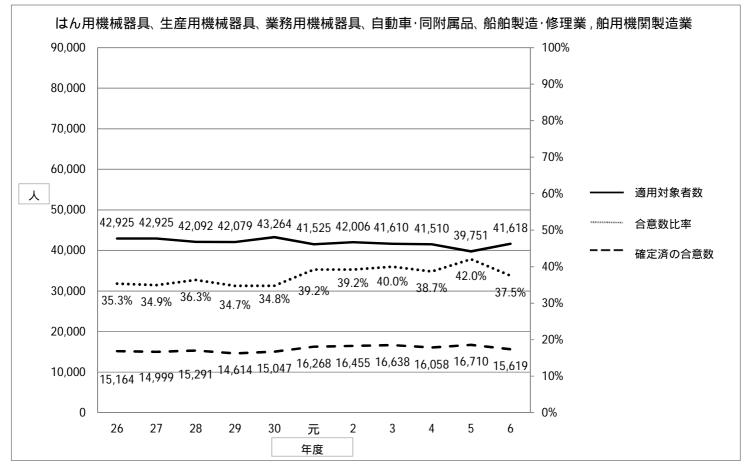
特定最賃の種類		R6年度 適用使 用者数	おい井に沿	R3年経済セ ンサス労働 者数の増減 人員数 B(注1)	除外者数 C(注1)	R3年度適用 対象者数 D (A + B - C)	3分の1の 人数 (切捨) E (D×1/3)	合意数			審査査定人数	確定済の 合意数 F	申出妥 当の有 無 E < F	疎明資 料の有 無	必要要 件具備 の有無	
計量器·測定器·分析機器·試験機、								労働協約	20	労組	13,266	0	13,266			
医療用機械器具・医療用品、光学機 械器具・レンズ、電子部品・デバイス・								機関決定	41	労組	12,290	0	12,290			
電子回路、電気機械器具、情報通信	(改正)	1,290	65,137	50	6,768	58,319	19,440	個別合意	0	事業所	0	0	0	有	有	有
機械器具、時計·同部分品、眼鏡製造業(注2)	<u></u>															
旦来(注 2)								計	61		25,556	0	25,556			
计 / 田继斌器目 / / 辛田继斌器	成器 [·同] (35-7-5)		40.000	313	4,395	95 41,618	10.070	労働協約	10	労組	3,429	0	3,429			
はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具、自動車・同		4 047						機関決定	47	労組	12,190	0	12,190	/	/	/
具、業務用機械器具、自動車·同 附属品、船舶製造·修理業,船用	(改正)	1,617	46,326				13,873	個別合意		事業所		0	0	有	有	有
機関製造業(注2)								計	57		15,619	0	15,619			
								労働協約	1	労組	2,202	0	2,202			
各種商品小売業(注2)	(2h TE)	48	1 125	122	609	2 020	1,313	機関決定	1	労組	181	0	181	有	有	有
古作的四小いま(注2)	(改正)	40	4,425	122		9 3,938	1,313	個別合意		事業所		0	0	Ħ	H H	Ħ
								計	2		2,383	0	2,383			

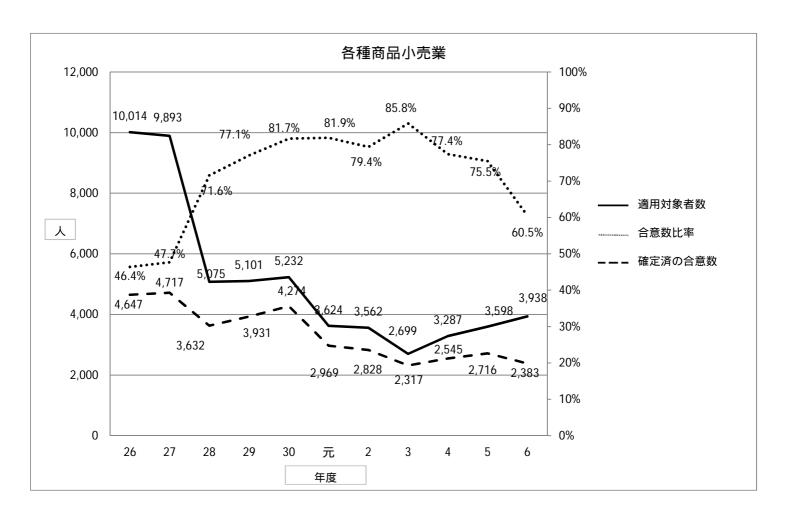
注1 Bはセンサスがまとめられた令和3年6月1日以降令和5年12月1日までの増減規模が10人以上の新規成立事業場及び倒産情報に基づき集計している。 Cは18歳未満又は65歳以上の者、雇い入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの、清掃又は片付け業務、手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務、 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務をする者。

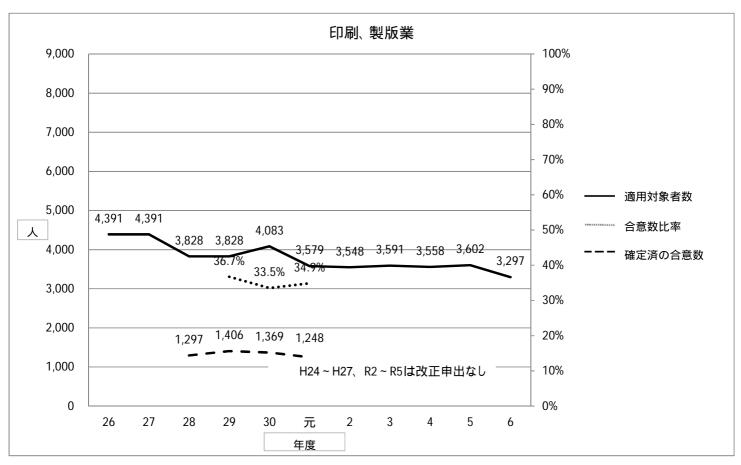
注2 計量器等製造業の労働協約による申出の最下限額は1,125円、 はん用機械器具等製造業の同最下限額は1,050円、各種商品小売業の同申出の最下限額は1,169円である。

特定最低賃金の改正申出状況の推移 (平成26年度~令和6年度)









長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

	-		1
•	ᆓ	П	-1

【表1】																
-	. 度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度	R3年度	R4年度	R 5年度	R6年度
長野県最	低賃金	693	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849	877	908	948	998
	引上額	12	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	40	50
	(目安額)	(10)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	-	(28)	(31)	(40)	(50)
	引上率	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27%
	未満率	1.0	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	0.9	1.5	1.2
	影響率	1.4	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	17.1	16.3	17.4
【表2】																
年		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R 5年度	R6年度
計量器等		783	785	790	798	810	823	837	854	872	892	894	916	945	983	
	引上額	6	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	
	引上率	0.77	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02	
	未満率	7.96	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	5.8	8.6	
	影響率	8.90	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	12.6	19.5	
【表3】																
年		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R 5年度	R6年度
はん用機械	器具等最低賃金		796	801	809	821	834	848	865	883	903	905	927	956	994	
	引上額	5	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	
	引上率	0.63	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97	
	未満率	2.73	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	4.4	6.3	
	影響率	3.08	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	8.4	9.6	
【表4】_ <u>_</u>				 												
年		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度	R3年度	R4年度	R 5 年度	R6年度
各種商品小	売業最低賃金	751	753	756	763	773	786	800	817	835	855	857	879	910	950	
	引上額	4	2	3	7	10	13	14	17	18	20	2	22	31	40	
	引上率	0.54	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40	
	未満率	1.87	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	0.5	0.7	
, , 	影響率	4.06	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	39.4	29.3	
【表5】	ri-										5 - 5			5 / Fr		- · · ·
年	度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度

年	度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R 5年度	R6年度
印刷、製版	版業最低賃金	746	747	747	747	747	747	781	809	827	850	850	850	850	850	
	引上額	3	1					34	28	18	23					
	引上率	0.40	0.13					4.55	3.59	2.22	2.78					
	未満率	1.24	7.11					4.40	2.1	3.9	1.3					
	影響率	1.24	7.18					8.99	7.4	7.8	6.4					

- 注:表1~5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
 - 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 - 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。 4 引上額等の「-」は、当該年度に金額改定がないものです。

令和5年10月23日

長野地方最低賃金審議会 会 長 倉﨑 哲矢 殿

> 長野地方最低賃金審議会 長野県各種商品小売業最低賃金 専門部会部会長 昆 万佑子

長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和5年8月23日長野地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のとおりの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、令和5年10月23日長野労働局長に答申したことを報告する。また、次年度以降のあり方については別紙2のとおり報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

昆 万佑子

山本 恭子

吉村 信之

大久保 和章

小林 まゆみ

樋口 雅俊

笹 広男

土井 悦代

中村 正人

労働者代表委員

使用者代表委員

別紙 1

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 長野県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 各種商品小売業
 - (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な 経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を 除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間950円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和5年12月31日(指定日発効)

次年度以降のあり方について

各種商品小売業の優位性はあまり認められないことから、次年度、特段の事情がない限り必要性の審議において「必要性なし」とするのが妥当との意見があった一方、引上げ額が少額であっても労使双方が意見をかわすこのような部会は重要であり、「必要性あり」で部会開催を希望するとの意見があった旨を議事録として残し、第5回本審及び来年度の本審に同議事録の概要を報告する。